

令和7年度 都市整備局X方針について

■ 局区X方針とは

(概要)

局長・区長等を中心に局・区の経営的課題を自己点検し、変革課題とその解決に向け当該年度の取組事項を定めたもの。

(目的)

- ・局長級職員のリーダーシップ発揮による自律的な変革の推進
- ・局内職員への変革マインドの意識づけ
- ・外部公表による市政変革に関する市民への理解浸透と検討過程の透明性の確保

なお、取組みの進捗によって、抽象的な課題がより具体化した場合等で、課題の追加・変更が必要となれば、進捗等の公表にあわせて、適宜X方針を修正する。

■ 都市整備局X方針について

(1)課題数 全6件

課題領域	Aレベル	Bレベル	Cレベル
課題数	1件	5件	0件
政策分野	DX推進	公園事業、市営住宅事業、 政策連携団体関連、 維持管理(道路)、 維持管理(道路・河川・公園)	—

Aレベル……行政サービスにおける現場の改善等にかかる課題

B・Cレベル……政策的な変革課題(Cはより広域、将来を見据え、全庁横断的な視点を要する等)

(2)主な課題・取組内容等

・課題B 利用者目線による公園の魅力向上（資料のP4～5）

- 公園事業については、令和6年度に都市戦略局緑政課と連携して経営分析を行い、公園のさらなる魅力向上に向け、
 - ・公民連携の拡充
 - ・これまで以上に幅広い利用者目線でのニーズ把握
 - ・公園愛護会の団体数減少
 - ・公園や大型の公園施設の役割や利用者ニーズに基づくあり方の検討を重点課題として整理した。
- このうち、令和7年度については、都市整備局においては以下の取組を行う。
 - ・公園愛護会の継続に向けた施策を検討するため、既存の公園愛護会に対してアンケート調査を実施する。
 - ・市民に身近な公園(街区公園)を対象に、公園周辺の人口構成や施設の老朽化状況などの現状把握を行い、公園が持つ様々な役割に基づいた評価手法の検討を行う。
 - ・大型の公園施設については、利用者目線の問題点(ソフト・ハード・立地)を把握し、利用者数・コストなどから分析・評価を行った上で、施設の保有や集約・再編の方針について検討する。

・課題B 持続可能な住宅セーフティネットの提供（資料のP6～7）

- 市営住宅については、世帯数の減少予測等に基づく管理戸数の縮減を図るため、団地の活用方針を作成するとともに、計画的な維持管理、集約建替え及び用途廃止に必要な財源確保や民間住宅の利活用などを総合的に展開し、セーフティネットの中心である市営住宅の持続可能な運営を実現する必要がある。
- そのため、令和7年度については、以下の取組を行う。
 - ・今後の市営住宅マネジメント計画の取組方針などについて、都市政策や住宅・福祉の学識経験者、建築や不動産関係、権利擁護の有識者による懇談会を設置して意見を伺い、令和8年度以降の取組方針を定める。

・課題B 今後の北九州市住宅供給公社の利活用（資料のP8～9）

- 北九州市が抱える住宅・建築分野に関する行政課題(住宅セーフティネット機能の充実、マンション管理の適正化、施設の適正な維持管理や老朽化対策など)について、市住宅供給公社がこれまで培ってきたノウハウを活用し、市が直接担うより効率的・効果的な取組の可能性を検討する必要がある。
- そのため、令和7年度については、以下の取組を行う。
 - ・住宅・建築分野に関する行政課題を明確にし、今後の公社の新たな業務内容や体制整備等について、引き続きワーキングで協議・検討を行った上で、実施可能性についてまとめ、経営分析にも反映させていく。

・課題 B 道路橋等の効率的・効果的な維持管理（資料の P10～11）

○道路橋など、道路施設の老朽化が進行する中、限られた予算と人員で、道路交通の信頼性と市民の安全・安心を確保するために、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用した維持管理方法の導入検討や持続的な財源の確保が必要である。

また、道路橋を継続して維持管理していくためには、施設の必要性、利活用による価値の向上、財源の確保など、各々の道路橋に応じた検討が必要である。

○そのため、令和7年度については、以下の取組みを行う。

- ・民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し、より効率的、効果的な維持管理を実現するため、点検及び修繕等の複数の業務を包括して委託する包括的民間委託の試行に取り組む。

- ・現在通行止めとなっている常盤橋の今後のあり方について、地元関係者、地域団体、歴史・木橋・まちづくりの専門家などが参画する「あり方検討会」を開催する。

- ・本市のシンボルであり、重要な幹線道路である若戸大橋の長寿命化とシンボルとしての価値を高めるため、橋梁の塗替え工事を実施する。

なお、令和7年度は吊橋部及び若松取付橋部において、橋桁の塗替え工事を行う。

・課題B 雑草対策の構造改革(除草主体から防草への転換)（資料の P12～13）

○道路・河川・公園における雑草対策について、伸びたら刈る「除草主体の対策」から雑草を生えなくする「防草」へシフトする構造的な改革に計画的に取り組んでいく必要がある。

○そのため、令和7年度については、以下の取組みを行う。

- ・令和6年度における防草の試験施工の効果検証を行うとともに、防草推進箇所の選定や新たな対策の検討などを行い、雑草対策の基本的な考え方を示した基本戦略を策定する。